## "ぬすみの犯罪が処罰されないようでは・・・"

# に扱ってきた町民は

12 月議会最終日(14日)「山田議員宅で不正取水発覚」という議員のモラルが問われ! る展開となり、山田議員の辞職勧告決議(賛成全員)上水道の盗水にかかわる「窃盗罪」 「器物損壊罪」で刑事告発を北川町長に要請する意見書が相次いで可決(反対=金澤・ ! 丸山恵二議員 ) しました。関連する丸山みつお議員と西澤議員の討論を紹介します。

## 山田壽一議員の議員辞職勧告決議

山田壽一議員には、かねてより町水道のられたから水が止まったとのこと。 の不正取水(盗水)の疑惑が町民からの 投書があり、うわさが流布していた。

11月14日以降の町水道課の調査、 とりわけ、12月8日の調査において、 盗水用のバイパス管の布設が発覚し、盗 水の事実が明らかになったところであ る。

山田壽一議員は、「父親がやったこと で、私は知らなかった」とか「7、8年 前にわかり、怒って撤去した」などと、 つじつまの合わない「うそ」で言い逃れ をしているが、11月14日の調査では、 量水器手前の止水栓を閉めても町の水道 が出ていた。それも、30分ほど経った ころに何者か(山田壽一議員等不審な行 動)によって、バイパス管のバルブが閉

それ以降、11月28日の再調査時に は、一部に掘削の形跡(舗装が新しい) があり、水道は止水栓を閉めた直後に水 が止まったとのこと。また、水道の使用 量が半月も経たないのに、通常の5倍に なったという。

このことから、山田壽一議員(宅)は、 盗水に関わっており、盗水を管理してい たことは明白である。

町の財産を食い物にする窃盗行為を3 0年間におよび平然と行って来たこと は、きわめて許しがたいことである。ま して、公僕の町議会議員としてあるまじ き行為である。

よって、山田壽一議員は、今すぐ甲良 町議会議員を辞職することを勧告する。 以上、決議する。

> 平成23年12月14日 甲良町議会

## 2011年12月18日

発行責任:日本共産党甲良町支部 連絡:甲良町在士463(西澤)

Tel.Fax38-4949

甲

私は、この決議案に対し賛成討論を行 います。

… 替成討論要旨…

(小見出しは編集者)

丸山みつお

私の工場は山田議員の自宅が見えると ころにあります。かなり以前から夏の間、 庭木に、一日中ふんだんに水を流してい ることなどから、盗水のうわさがありま した。こんな犯罪は、だれであっても許 されるものではありません。

山田議員は新聞記事によると、当選前 後から盗水をやめたと言っているようで すが、そうであれば、町議会議員に立候 補する時点で、「実は父親が町の水道水を 盗んでいました」と事実を明らかにし、 父親を自首させるべきだったのです。そ れもせずに、6、7年もたってから「盗 水を明かしたので、しかった」などと言 っても、まったく信用ができません。

#### 盗水がバレなければ平気か

また、中日新聞の記事で、「(不正取水) がわからなかったら、ええと思っていた けど、認識が甘かった」と話したとあり ますが、盗水がバレないようにしていた ことが分かります。それは、バレなかっ たら続けるつもりだったのかとも受け取

れます。

#### 町民の財産を食い物 にした反省がない

この中には、町民みんなの財産を、 不正に食い物にしたという、一番大切 な反省がありません。同じ長寺の人間 が、しかも選挙で選ばれた議員が、こ んな情けないことを平気で続け、町政 の重要な決定に参加していたと思う と、腹がたってしかたありません。

また、同じ記事の中で、「議員となっ た6年間、支持者のために働けていな い」と言っていますが、議長を2年も やり、6年間も議員をしていて「働け ていない」と、つい本音を言ったのは、 自分の利益ばかり考えていたからでは ないかと思えてなりません。

その上で、長年のあいだ、盗水の具 体的なぎわくがありながら、しっかり と調査せず、町内に盗水疑惑をはびこ らせてきた町行政の責任も重大である ことを肝(きも)にめいじていただき たいと思います。

以上で替成討論を終わります。



日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。

くらし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明38-4949 丸山光雄38-3123 メール siga-koura463@jcp-nobuaki.com ホームページもごらんください

#### 盗水に対し

## 刑事告発・損害請求を

「山田壽一議員宅等の不正取水に対し、 刑事告発・損害賠償など毅然とした対応を 求める意見書(案)」は藤堂一彦議員が提 出者となり、木村、建部、宮嵜、西澤の4 議員が賛成者となって提出され、賛成8 (藤堂一彦、河上、建部、木村、宮嵜、西 川、丸山光雄、西澤)で可決しました。山 田議員は欠席。藤堂与三郎議員は議長のた め採決に参加せず。

金澤議員は、山田議員を断定するのは時 期尚早、などとして反対討論を行い、丸山 恵二議員は理由を述べず反対しました。

同意見書は町の調査に基づき事実を述 べ、「公僕の町議会議員としてあるまじき 行為である」と糾弾。

### このままでは 負担のルールがくずれる

さらに、意見書では「山田壽一議員宅以 外でも不正取水の疑惑が議会で明らかに なっており、改めて町行政の厳正な対応が 求められている。町水道水の不正取水とい

う犯罪行為に対し、あいまいな態度を とるならば、税と負担の公平確保の上 で、また、公正な町政運営をすすめる うえでも重大な障害となることは明ら かである」と指摘し、次の事項を強く 要請しました。

- 山田壽一議員に対し、窃盗罪・器 物損壊罪の刑事告発、不正取水によ る甲良町の損害金請求をおこなうこ と。
- 2 その他、疑惑が指摘されている件 では法と条例に基づき厳正に調査 し、不正取水が明らかになった場合、 毅然と対応すること。

以上は、地方自治法第99条の規定 に基づき北川町長に提出されました。

#### 意見書に対する賛成討論

(抜粋・見出しは編集者)

#### 西澤議員

まじめに働いてきた人々からすれば、自分の町 の水道水を、パイプを取り付けて自由勝手に使え るように盗む、という発想そのものが思いつきま

しかも、町政で重要な位置を占める議会の議長を 務めながら、平気で盗水をやり続けられることに、 おどろきと怒りは隠しようがありません。

#### 無法には甘く・・・歴代の町行政

これは、この間の歴代町行政の対応の鈍さ、甘さ があったことも事実として受け止めるべきと考えま す。2004年当時、3件の盗水事例が特定して報 告されましたが、対応が甘かったので私たちは住民 監査請求を行い、窃盗罪、器物損壊罪で厳正に告発 すべきという監査結果が出されましたが、わずかな 過料だけで刑事告発などは見送られました。その決 断をにぶらせた理由の一つに、この3件だけではな い大量の盗水者がいると見られることでした。当時、 全世帯を対象に順次訪問し、蛇口を開け、止水栓を 閉める調査を行うよう再三質問しましたが、ついに 実行されませんでした。行政の方から「赤信号、み んなで渡ればこわくない」を実行させてしまったの だと私は考えています。

ある方が今回の事件で電話されてきました。「もう いやだ、我慢の限界だ、家も土地もおいて甲良町か ら出ていく決断を友人がした」という内容でした。

一方ある方は「今が大掃除のチャンスや、町職員

甲良民報 495 号 2011 年 12 月 18 日

は胸をはって疑惑のところは調査してほしい」と 言っていただきました。

先ほど述べた3件以外の1件は、M 議員と名 指しされ、疑惑のまま解明されずに終わっていま す。具体的な証拠・事実関係が分かった案件は毅 然として調査権を発動すべきだと考えます。

#### 誇りの持てる町へ再生を

町民世論は、今、官製談合問題以上に強くハッ キリしています。不正を許すなとの方向を示して おり、町長はじめ町幹部が勇気をもってすすむな らば、必ずや誇りの持てる町につくり直すことが 出来ると確信しています。

否定的な側面が目に付きがちな甲良町ですが、 圧倒多数の町民がまっとうに毎日を暮らし、まと もな良識の通る甲良町政を強く望んでいるもの と思います。何よりも未来の子供達に誇れる甲良 町と地域を手渡すためにも、その願いに我々議会 も町職員も応えて、利権や不正に対して、それを 正そうとする大きな流れがあるのだと言うメッ セージを今こそ送ろうではありませんか。私は心 から呼びかけて賛成討論の結びとします。

は官製談合も盗水も、元は町民の税金・財 言いたげに見えます。 なければ、町政の混乱はなかったのだ」と 田議員も名を連ねています。この主張は、 共産党と一部議員」と主張するチラシに山 たのではないでしょうか。「町政の混乱は を、私たち町民はゆめゆめ見落としてはな 産を不正に食い物したために、「 ま読むと、「 官製談合も盗水も追及され

不正・

みなさんはどう思われますか。

会改選を目前にして、町政の中枢で、当然 ってきています。 損壊罪」の刑事告発を準備する動きが伝わ 町民有志グループで「窃盗罪」「器物 のさい、徹底して町政のウミを出そう 金を払えば済むの 今まさに、1月の町議

のようにふるまってきた「不正・利権勢力」

「町民」、という構図がはっきりしてき

た問題が官製談合問題をきっかけ

たくさんある。 だけで落着するつもりか!あやし と怒りが起きています。「山田議員の一件 冷酷な町行政の姿勢に対し、はげしい批判 弱で、名もなく困窮した町民にはきびしく という落差の大きさにあきれかえるばか 原理であり、この憲法は、かかる原理に基 ます。この崇高な理念と比べ、「盗水」 ものである。」と政治の原点を明記して 同時に、地位のある強者には軟 このさい徹底的にしらべ

国民の代表者がこれを行使し、その福利は 日本国憲法の前文の中で、そもそも国政 くらしを直撃することを平気でやろう 今、国政でも町政でも政治の原点が問わ その権威は国民に由来し、その権力は 国民の厳粛な信託によるものであつ 年金支給開始を遅らせるなど、庶民 甲良町では、議長を

国民がこれを享受する。これは人類普遍の

だ の め 西澤伸明 ?

政治は